

期間入札による公売参加の手引

I 期間入札(入札書の提出は郵送に限る。)の方法による公売

この制度は、公売に当たり岐阜県税事務所において一定の入札期間を定め、その期間内に郵送のみにより入札を受け付け、開札期日に開札を行って最高価申込者等を決定の上、売却するというものです。

II 公売公告から入札までの手続

1 公売公告

公売公告には、公売の条件(公売の開始及び締切の日時、開札の日時及び場所、買受代金の納付期限、追加入札の条件等)や公売財産の内容(名称、状況等)が記載されており、岐阜県税事務所の掲示板等に掲示します。また、「岐阜県ホームページ」の「公売情報」(岐阜県ホームページ/県政情報/入札・公売/差押財産公売/公売情報又は、検索欄で「公売情報」と入力して検索。)にも公売の条件や公売財産の内容を公売公告日に掲載します。

2 入札期間及び入札書提出方法

入札期間は、公売公告に記載された期間(必着)とし、入札書の提出方法は郵送によります。なお、入札期間は、「岐阜県ホームページ」の「公売情報」にも掲載しています。

入札期間を経過した後に提出(配達)された入札書はすべて無効となりますので、入札書の提出に当たっては、所要の日数を見込んだ上で郵送(期間内必着)してください。

3 入札までの手続

(1) 公売保証金は不要です。

(2) 郵送による入札書の提出に当たっては、郵送用封筒に入札書提出用封筒(入札書を封入・封緘したもの)、委任状(代理人が入札手続を行う場合 ※印鑑証明書添付)及び本人確認及び住所地を確認できる書類(運転免許証の写し等)の必要書類を同封してください。

入札書提出用封筒受領証が必要な方は、氏名(名称)及び送付先を記載した返信用封筒に110円切手を貼付の上同封してください。

郵送された書類を確認した後、入札書提出用封筒受領証を郵送します。

なお、入札書の受領等に関する電話での問い合わせには応じておりません。

(3) 入札書等の住所(所在地)及び氏名(名称)欄には、入札者が個人であれば住民登録上の住所及び氏名を、法人であれば登記上の所在地及び名称を記載してください。

字体は鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。

書き損じたときは、新たな入札書等を使用してください。

入札書等の記載に不備がある場合には入札を取り消します。入札価額等に誤りがないこと

を必ず確認してください。

(4) 入札書は、入札書提出用封筒に入れてください。

封筒には、必ず売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、入札書提出用封筒に封入する入札書は1区分(売却区分)のみですので、複数の区分(売却区分)を入札される場合は、区分ごとの入札書提出用封筒が必要となります。

入札書提出用封筒には、入札書以外の書類を絶対に同封しないでください。

(5) 一度提出された入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

同一人が、同一の区分(売却区分)について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

4 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条(買受人の制限)の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及びこれらと密接な関係を有する者

Ⅲ 開札期日から権利移転までの手続

1 開札期日及び開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日(時間)及び場所において、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定の方法

(1) 最高価申込者の決定は、開札日において、公売財産の区分(売却区分)ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

開札の結果、最高の価額の入札者が2人以上いる場合には、その入札者の間で期間入札による方法で追加入札を行います。

なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。また、追加入札において最高の価額の入札者が2人以上いる場合にはくじにより最高価申込者を決定します。

(2) 国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者と決定します。

次順位買受申込者の決定は、入札価額が最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価

額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。)で入札し、次順位による買受申込みをした入札者に対し、開札の場所において直ちに行います。

最高価申込者への売却決定を取り消したとき等(最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき等)に、次順位買受申込者への売却決定を行います。

なお、次順位による買受申込みは取り消すことができません。

3 最高価申込者及び次順位買受申込者への通知

最高価申込者及び次順位買受申込者に対しては、最高価申込者及び次順位買受申込者の決定後、速やかに通知します。

4 公売保証金

本公売において、公売保証金は不要です。

5 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

6 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載された納付期限までに買受代金を、指定した預金口座に振込みしてください。

なお、指定の預金口座については、買受人あてに別途メールにてご案内します。

なお、振込手数料は振込人(買受人)の負担となります。

7 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。

ただし、所有権移転について都道府県知事又は農業委員会の許可を要する農地等のように、法令の規定等により認可又は登録を要するものについては、関係機関の認可又は登録がなければ権利移転の効果は生じません。

また、買受代金の全額を納付した後に生じた損害の負担は、買受人が負うこととなります。

8 公売財産の権利移転手続

買受人は、買受代金納付後、速やかに会員持分の譲受手続等を行ってください。

会員持分の譲受手続は、買受人が各自で手続方法を確認のうえ、信用金庫の本店又は支店に出向いたうえで行ってください。その際、「売却決定通知書」、身分を証明する書類(運転免許

許証等)、印鑑を持参ください。

譲受手続に伴う費用は、買受人の負担となります。

なお、信用金庫の譲渡承認が得られない場合には、売却決定を取り消します。

IV その他

1 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

- (1) 買受代金全額が納付される前に、公売財産に係る滞納県税の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第2項(公売実施の適正化のための措置)の規定が適用された場合。

2 買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分 of 続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しを行うことができます。

[注意事項]

以下の行為があった場合には、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実があった後2年間公売への参加が制限される場合があります。

- 1 公売を妨害したり、不正を行った場合
- 2 正当な理由なく、代金の納付の期限までにその代金を納付しなかった場合

期間入札(入札書の提出は郵送に限る。)による公売のご案内

公売方法	入札(入札書の提出は郵送(書留等)に限ります。)
入札期間	令和7年2月5日(水)から 2月7日(金)まで 期間内必着
入札書提出(郵送)先	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第1棟7階 岐阜県税事務所 徴収課 調査管理係
開札日時	令和7年2月12日(水) 午後1時30分
開札場所	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第1棟7階 岐阜県税事務所 7-2会議室
売却決定日時	令和7年2月19日(水) 午前10時00分
買受代金納付期限(振込)	令和7年2月19日(水) 午後 2時00分

※1 入札期間を経過した後に提出(配達)された入札書はすべて無効となりますので、入札書の提出(配達)に当たっては、所要の日数を見込んだ上で郵送(期間内必着)してください。

※2 入札書等の記載に不備がある場合には入札を取消します。入札価額等に誤りが無いことを必ず確認してください。

※3 最高の価額である者が2人以上いる場合には、期間入札による方法で追加入札を行います。追加入札の対象者には電話連絡します。

追加入札の入札期間等は次のとおりとなります。

追加入札の入札期間 : 令和7年 2月17日(月)~2月19日(水)

開札日時 : 令和7年 2月21日(金) 午後 1時30分

売却決定の日時 : 令和7年 3月 3日(月) 午前10時00分

買受代金納付期限 : 令和7年 3月 3日(月) 午後 2時00分

【問い合わせ先】	岐阜県税事務所 徴収課 調査管理係 高橋・早崎 電話番号 : 058 (214)6924 (直通)
----------	--

期間入札による公売手続の流れ

